

グローバル戦略

平成18年5月18日

経済財政諮問会議

グローバル戦略

平成 18 年 5 月 18 日
経済財政諮問会議

I. 策定の背景と基本的な考え方

急速なグローバル化の中で、我が国の構造改革のスピードが問われている。中国やインドをはじめとする BRICs の台頭は、アジアの経済地図を大きく変えようとしている。国境を越えた人や企業の活動が拡大しているが、我が国は、現在のところ、こうしたグローバル化の現実に対応できないでいる。このままでは、将来、急速に成長する国々の狭間で埋没してしまうであろう。

我々は、こうした危機感の下、グローバル戦略を策定する。その際、戦略性、資源配分の選択と集中(比較優位の徹底)、そして発信力の強化の3点が鍵となる。

1. 戦略性

急速なグローバル化に対応するためには、どのようなスピードで成果を上げていくのかという時間軸の問題が重要である。

本グローバル戦略では、2010 年までの時間軸を設定し、特に今後1、2年で取り組むべき課題に重点をおいて検討した。

2. 選択と集中(比較優位の徹底)

○ヒト・モノ・カネの制約の下で我が国の活力を有効に引き出すためには、国内の資源を我が国が得意とする分野に集中させ、それを補完する形で海外の資源を最大限に活用することが鍵となる。

○例えば、人材については、医療・介護などの分野で海外の人材を活用し、それによって限られた国内人材を産業の国際競争力強化に振り向けるなど、少子高齢化にも耐えうる強靱な経済構造を構築する。

○また、農業などの分野でも、農地などの稀少な資源を競争力のある農業者に集中させる仕組みの構築を急ぐ必要がある。

○このような資源配分の選択と集中により、我が国は産業のフロントランナーとして引き続き高い国際競争力を維持し続ける。そして、世界最大の債権国として世界経済の発展に貢献するとともに、その果実である所得収支黒字の拡大も国富(国民が享受する豊かさ)の増大に寄与する。

3. 目標明示・発信と着実な実行

○我が国のあるべき姿や目標を明確にすることは、我が国の国内の仕組みを強化していく上でも、海外へ情報発信する上でも有効である。

○このため、個別分野において数値目標と具体的施策を明示する。

○本グローバル戦略は、経済財政諮問会議において、PDCA サイクルによりその進捗状況を定期的にフォローアップする。

II. 目指すべき姿としてのこの国のかたち

今後のこの国のかたちとして、グローバル化の流れを活かして成長する「産業のフロントランナーとして世界をリードする国」、そして「国際社会において知的なリーダーシップを発揮する品格ある国」という目標を掲げる。

III. 目標を実現するための基本方針

上記の目指すべき姿を実現するため、以下の基本方針に基づく改革を通じて成長力と競争力の強化を図ることが必要である。

方針 1: 内なる活性化

壁の多い国内の仕組みを改め、資源の流動化を通じて経済全体としての効率性を向上させる。

方針 2: 海外との連携

海外のモノ、サービス、資本、技術、情報、人材を最大限に活用する。

方針 3: 国際貢献

アジアを中心とする海外の経済発展に日本が責任と役割を果たす。

IV. 戦略的に取り組むべき施策と目標

今後、特に、(1)人材の国際競争力の強化、(2)産業の国際競争力の強化、(3)地域の国際競争力の強化、(4)対外政策のあり方と国際社会への貢献が重要である。具体的には、以下の目標のもとで対策を講じる。

1. 人材の国際競争力の強化

(1)人材の質の向上

- 将来の労働市場を担う国際的に通用する人材を質・量ともに確保する。
このため、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルの達成を目指す。
 - ・ 理数教育・ICT教育の充実、全ての基本となる国語力の増進、小学校の英語教育の充実に向けた条件整備
 - ・ 学習指導要領の改訂等による教育内容の充実、学校に関する外部評価とその結果の情報提供の推進、コミュニティ・スクールの設置促進、地域の実情に応じた学校選択制等による教育の質の向上
- すべての人に多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができる社会を実現するために、内閣官房長官の下に設置された「再チャレンジ推進会議」において、各府省における具体的な取組についてとりまとめを行う。

- 人口減少下で、経済社会の活力維持を図るため、労働生産性及び就業率の向上を図る。
 - ・ 現場を支える人材の労働生産性の向上のための能力開発機会の拡充
 - ・ 就業形態間での行き来の可能性や均衡処遇の促進
 - ・ 若年者の就職支援と人間力の強化
 - ・ 仕事と生活のバランスのとれた働き方の推進
- 2007 年度に向け、将来の経済活動を担う人材の自立を支援するための新たなプランを作成する。
 - ・ 具体的な目標も念頭に置いた若者支援策の充実(例えば、2010 年までにフリーターを約2割減少させる)
 - ・ 学校、家庭、地域、企業の連携による勤労観・職業観の養成等人間力の向上(例えば、中学校を中心に行う5日間以上の職場体験(キャリア・スタート・ウィーク)や長期宿泊体験活動などの体験活動等の充実)
- 専門分野や国際社会で求められる英語力、プレゼンテーション能力、企画・マネジメント能力を身に付け、国際的に活躍できる人材を養成する。また、国立大学の法人化等を契機として、競争的環境の下、各大学が一層個性を豊かにして、国際的に魅力をもつとともに知の拠点として地域に貢献する大学の構築を推進する。
 - ・ 専門職大学院における法務、会計等専門分野の人材の養成機能を強化
 - ・ 教育プログラムの開発等大学院教育の抜本的強化や産学共同による高度な人材の養成(企業実習、長期インターンシップ等)を推進
 - ・ マネジメント機能を強化しつつ、産業界や国際的なニーズに対応した機動的な学部・学科の創設・再編を推進
 - ・ 各大学の蓄積・能力の結集による教育研究機能の相互補完・強化を図るための大学間連携・複数分野での学位取得を可能とするコース設定を一層推進
 - ・ 教育研究のための資金の確保と産業のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点投資の促進
 - ・ 国際社会で活躍する人材等に求められる英語力を身につけさせることを目指す(例えば、TOEIC について、英語で仕事上のコミュニケーションができる 700 点程度以上の者の倍増)。

(2)外国人人材の受入れ拡大と在留管理の強化

- 研究開発基盤の強化、留学生の受入れ支援策の充実や国内就職の促進など、アジアをはじめとする諸外国からの留学生・研究者を含め

た海外の優れた人材を国内に誘導する環境を整備する。

- 高度人材の受入れ拡大に向けた入国管理に係る制度面の整備については、以下の方向で対応する。
 - ・ 在留期間の上限の見直しについては、一部の外国人研究者や情報処理技術者について特区において5年の在留期間を認めていた措置を全国展開するとともに、現在認められていないカテゴリーについても、具体的に高度人材であることが明らかになれば、その勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じたうえで、順次5年の在留期間を認めていく。
 - ・ 卒業後に起業準備を行う留学生への在留資格の付与については、一定の条件の下に認める方向で対応する。
 - ・ 「家族滞在」の在留資格が認められる範囲の拡大については、高度人材に関しては、その扶養する「子」や「配偶者」だけでなく、「親」についても滞在を認める方向で対応する。
- なお、在留資格取得に必要とされる実務経験年数の要件緩和については引き続き検討を進める。
- 高齢化の進展に伴い労働力需要が高まるとされるサービス分野（介護等）について、当該分野のサービスレベルを充実させる質の高い人的資源を確保する観点から、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野に関しても、受入れによって生ずる問題点にも留意しつつ、受入れ範囲の見直しを検討する。EPA交渉においては、看護・介護人材の受入れや現行の外国人研修・技能実習制度の見直しを求めている国があり、今後これら人材の受入れや制度見直しの検討に当たっては、こうした事情にも留意して、人材育成面の経済協力も検討しつつ、柔軟に対応する。
 - 実効性のある在留管理システムを構築するため、在留に係る情報を関係省庁が相互に照会し提供する仕組みをいかに整備するか、外国人登録法の見直しのあり方、受入れ機関にも報告義務を課すべきか等の論点について検討を急ぎ、本年度内に結論を得る。

2. 産業の国際競争力の強化

(1)研究開発機能、知的財産戦略の強化

- 5年で世界的な研究拠点を飛躍的に増加する(2010年:30拠点程度)。このため、国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成、世界的に魅力ある大学院の構築の推進について取組を加速する。
- 本年度から始まる第3期科学技術基本計画では、以下の施策をはじめ第3期計画全般の施策を着実に実施するため、第2期までの成果を十分検証した上で、具体的目標の設定や工程表の作成を行い、PDCA サイクルにより、計画に実効性を持たせる。

- 科学技術の重点化を戦略的に行い、重点化されたプロジェクトの進捗・成果を厳しくチェックする。
- 競争的研究資金を拡充するとともに、公正で透明性の高い研究課題の審査が行われるよう、審査体制を抜本的に強化する。
- 創造的人材の育成・確保に向け、任期制の広範な定着、公募等開かれた形での研究者の採用等による知的人材の流動性の向上を進める。

○世界最先端の知的財産立国を目指し、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期実現、特許審査の迅速化、特許審査ハイウェイ構想の推進、アジアの知財制度整備・運用強化、コンテンツ振興、知的財産人材育成など、知的財産の創造、保護、活用促進に向け、府省横断的な取組を加速する。

(2)国際拠点港湾・空港の機能向上による国際的事業展開の支援

アジア地域の経済一体化を踏まえ、以下のような施策にスピード感をもって取り組む。

- 次世代シングルウィンドウである府省共通ポータルを 2008 年 10 月に稼働する。
- スーパー中枢港湾において、港湾コストを約3割低減、リードタイム（船舶入港から貨物引取が可能となるまでの時間）を1日程度に短縮する(2010 年度)。
- 成田空港については 2009 年度内に約1割の能力増強のための施設整備を行う。羽田空港については 2009 年内に約4割の能力増強のための施設整備を行うとともに国際定期便の就航を図る。
- EPA 交渉などを通じてアジア各国と輸入手続きを標準化する努力をし、アジア域内のレベルアップを我が国がリードする。

(3)外国からの投資をひきつける環境の整備

対日投資会議において検討中である対日投資促進策によって、2010 年に対日投資の対 GDP 比倍増となる5%程度を目指し、一層の投資促進を図る。

(4)経営効率化・高付加価値化等による農林水産業の国際競争力の強化

- 国際競争力向上に向けた総合的な農業戦略として策定された「21 世紀新農政 2006」において掲げられた、以下の目標実現に向けて着実に取り組む。

(国内農業の体質強化)

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営が農地の7～8割を経営するようにする(2015 年)。

- ・ 一般企業等の農業参入法人数を5年で3倍増加させる。
- ・ 農協の経済事業の改革などにより食料供給コストを5年で2割縮減する。

(「攻めの農業」の視点に立った国際戦略)

- ・ 農林水産物・食品の輸出額を5年で2倍の 6000 億円とする(2009年)。
 - ・ 東アジアにおける我が国食品産業の活動規模を5年で3～5割上昇させる。
 - ・ 植物新品種について出願件数を5年で5割増加させるなど知的財産権の保護・活用を図る。
- また、林業及び水産業の国際競争力の向上に向けた総合的戦略を、本年度中に策定し、適切な数値目標の下、政策改革に取り組む。

3. 地域の国際競争力の強化

(1)地域における多文化共生社会の構築

- 外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、現状の分析を行い、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を本年内にまとめる。その際、以下の点についても関係省庁等の連携により検討する。
 - ・ 日本語教育の拡充、不就学児童の解消を目指す取組など社会的統合の推進
 - ・ 標識・各種表示等の外国語表記の拡大、行政機関における外国人居住者に係る諸手続きのワンストップ化
- 地域における多文化共生社会を構築するための指針として総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、本年度内に少なくとも全都道府県・政令指定都市において、それぞれの指針・計画等を策定するよう推進を図る。

(2)交流人口の拡大

- 2010年までに外国人旅行者数 1000万人を目指して、ビジット・ジャパン・キャンペーンの一層の推進や国際競争力のある観光地づくり等「観光立国推進戦略会議報告書」において提言された施策を着実に実施する。
- 日中韓による観光協力を推進し、外国人旅行者の訪日促進を図る。
- 「ジャパン・クール」等を世界に発信し、日本の生活・文化や言葉を学ぶ短期滞在者を増大させる。
- 空港の能力増強にあわせて、都心から成田空港までの鉄道によるアクセスについて現在の 50 分台を 2010 年度には 30 分台とするなど空

港へのアクセス改善、利便性向上のための施策を講じる。また、国際線・国内線の接続を改善し、海外と地方の間のアクセスを向上する。

4. 対外政策のあり方と国際社会への貢献

(1)EPA 工程表に沿った交渉の加速

- 自由貿易協定（F T A）の貿易自由化の効果は、貿易障壁の高さと潜在的な可能性も含めた貿易量の大きさに依存する。したがって、貿易量が大きく、日本企業の生産ネットワークが構築されている東アジアとのE P A締結を加速化するとともに、経済安全保障上重要な資源産出国や、潜在的な貿易量の拡大余地の大きい人口大国との交渉に積極的に取り組むことが、国民の経済的利益全体を高める上で重要である。
- 今後 1 年程度は別添の工程表に沿って、スピード感をもって EPA 交渉を進める。更に、工程表に記載されていない国についても平成 16 年 12 月に策定した基本方針に従い、前向きに取り組む。
- 今後、EPA 工程表の着実な推進により、遅くとも 2010 年には我が国の全貿易額に占める EPA 締結国との貿易額の割合が 25%以上になっていることが期待される。

(2)東アジア経済圏の構築

- 「東アジアEPA」構想も含めて、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、今後、主要閣僚による打合せや事務レベルの省庁間会議の場などを通じて、政府内で十分議論していく。

(3)東アジアにおける OECD のような国際的体制の構築に向けた取組

- 東アジアにおいて、OECD のような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、積極的に取り組む。

(4)WTO交渉への積極的取組

- WTOドーハラウンド交渉の 2006 年までの妥結に向けて積極的に取り組む。農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化等の主要分野における野心的かつバランスのとれた成果を目指す。農業交渉については、農業の総合的な戦略による改革努力と有機的に結びつけつつ、「守るべきところは守り、譲るところは譲る、攻めるところは攻める」という姿勢で、戦略的かつ前向きに対応し、WTOドーハラウンドの成功に向けて努力する。また、「開発イニシアティブ」を着

実に実施する。

(5)APEC への積極的な取組

- ボゴール宣言の目標年である 2010 年に我が国が APEC を主催することに向けて、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力、テロ・感染症対策の推進等に積極的に取り組む。

(6)我が国の得意分野や特徴を活かした世界をリードする援助政策

本年4月に設置された海外経済協力会議において、以下の点を踏まえ新たな基本方針を早急に審議し、策定する。

- 海外経済協力会議の司令塔機能を十分に発揮し、真に実効性のある省庁間の連携体制を構築する。同会議が定める基本戦略・方向性の下、外務省が引き続き政府全体を通ずる調整の中核を担い、新 JICA 全体の新たな業務実施計画の策定等により、円借款、無償資金協力、技術協力の各援助機能間のシナジー効果を十分に発現させる。
- 「基本方針 2005」で示された「ODA 事業量の戦略的拡充と改革」を徹底し、「今後5年間の ODA 事業量について 100 億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため、円借款を積極的に活用する。
- ODA の効率化を図るため、例えば、無償資金協力や技術協力を中心に、少なくともこれまで公共事業について行われたような、包括的な事業コスト縮減目標(例えば 2010 年までに 15%縮減)を援助の内容等に応じて設定し、コスト削減の工程表を策定し、PDCA サイクルにより進捗を確認する。
- 今後の援助のコミットメントにおいては、できるだけアウトプット、アウトカムでも約束することに努める。
- 日本型援助モデルを被援助国の貧困削減戦略(PRSP)に積極的に位置づけること等を通じ、「声の聞こえる援助」を目指す。また、途上国の開発戦略に対する政策提言機能を強化するとともに、世界の最前線で活躍する援助人材を戦略的に育成し、「知恵による貢献」を目指す。
- ODA の実施に際し、業務委託等を通じて NGO を積極的に活用するとともに、高齢者による海外ボランティアの受け皿の整備・拡充を行うこと等を通じ、援助政策における「豊かな公・小さな官」を実現する。
- ODA を活用して被援助国におけるビジネス関連法制整備等を支援するとともに、日本企業の優れた技術やノウハウを移転することにより、途上国の成長を担う産業人材の育成を行なう。
- 環境や省エネルギーなど我が国の得意分野に援助を更に重点化する。

(7)アジアにおける包括的な国際環境・エネルギー協力の推進

- アジアは環境・エネルギー運命共同体である。我が国がリードしてアジア諸国における包括的な国際環境・エネルギー協力を推進し、技術や制度のアジア標準の創出等を実現するため、例えば、アジア環境行動パートナーシップ構想や、アジアエネルギー協力戦略などに基づき、以下の施策について 2010 年までの工程表に沿って、取組を進める。
 - ・ アジア共同の環境危機情報システムの形成
 - ・ 我が国の先進的な3R技術・システムの展開
 - ・ クール・ビズの取組をアジアに発信
 - ・ 省エネルギーに係るアジア諸国の制度構築支援や技術の普及
 - ・ 我が国の優れた太陽光発電(ソーラー)等をアジアに普及
 - ・ アジアにおけるバイオ燃料の持続可能な開発・普及
 - ・ 環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成
 - ・ アジアにおける石炭のクリーン利用、生産・保安技術の普及

(8)資源・エネルギー政策の戦略的な展開

- 国際的な資源・エネルギー情勢は厳しさを増している。このため、2030 年までに、(1)更に 30%エネルギー効率を改善すること、(2)石油依存度を 40%まで低減すること、(3)運輸部門の石油依存度を 80%程度とすること、(4)原子力発電の比率を 30~40%程度、もしくはそれ以上にすること、(5)石油の自主開発比率を 40%程度とすることを目指し、エネルギー需給構造の改革、資源開発企業に対するリスクマネー供給、ODA、EPA等を通じた資源国との関係強化、政策金融の活用など官民一体の取組により、我が国のエネルギー安全保障を確立する。その実現に向けた「新・国家エネルギー戦略」を策定するとともに、このうち、10 年程度を視野に入れた行動計画を「エネルギー基本計画」に反映させ、工程管理を行う。

(9)情報発信力の強化

- 我が国のソフトパワー強化は不可欠であり、世界に向けた日本の情報や文化の発信能力を高めるため、我が国の国際放送を抜本的に強化する。
- ODA等による日本語教育事業等の拡充により、海外における日本語学習者数を 300 万人程度に増加させる。長期的には 500 万人程度を目指す。

V. 2010年頃の対外経済面からみた我が国の姿

IVの施策及び安定的なマクロ経済政策運営により、下記のような経済の姿が実現する。

- 資源配分の選択と集中により、我が国は産業のフロントランナーとして引き続き高い国際競争力を維持し続ける。
- 世界最大の債権国として世界経済の発展に貢献するとともに、その果実である所得収支黒字の拡大も国富（国民が享受する豊かさ）の増大に寄与する。

具体的には、

- (1) アジアとの生産ネットワークがより密になり、先端技術を凝縮した輸出財への特化により、引き続き貿易収支の黒字が維持され、
- (2) 訪日外国人旅行者の増加により、旅行収支の赤字幅が縮小し、
- (3) 金融や特許といった先端分野、著作権や文化・興行などのコンテンツ・ビジネスの競争力強化が相まって、サービス貿易収支の赤字幅が縮小し、
- (4) 豊富な資本と優れた技術力、経営力を活用し、所得収支の黒字が拡大する、

といった方向に向かうことが期待される。

適切な金融政策による物価の安定と着実な財政再建を通じて安定的なマクロ経済環境を維持することは、我が国の成長力・競争力を向上させる大前提である。また、これは、我が国経済が国際社会における信認を維持する上でも必須の条件である。

(別添)

今後 1 年程度のEPA工程表

国・地域	現状	目標
マレーシア	本年4月26日に国会で承認。	本年中の可能な限り早期の発効を目指す。
タイ	本年2月初めの交渉会合で協定条文が基本的に確定。	タイ側の政治状況の許す可能な限り早期の署名を目指す。
フィリピン	協定条文等につき交渉中。	本年中の可能な限り早期の署名を目指す。
インドネシア	昨年7月より交渉開始。	本年夏頃までに交渉の主要点について実質的な妥結を目指す。
ASEAN 全体	昨年4月より交渉開始。	2007年春までの実質的な交渉終了を目指す。
韓国	2004年11月以来交渉中断。	交渉再開に向け、引続き粘り強く韓国側に働きかける。
チリ	本年2月に交渉開始。	本年秋頃までに交渉の主要点について実質的な妥結を目指す。
シンガポール	本年4月、EPAの一部見直し交渉開始を決定。	日ASEAN協定交渉の進捗を勧奨しつつ、可能な限り早期の合意を目指す。
ベトナム	本年2月より共同検討会合を実施中。	本年中の可能な限り早期の交渉立上げ、速やかな交渉進展を目指す。
ブルネイ	本年2月より準備協議を実施中。	本年半ばまでの交渉立上げ、本年中の交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
湾岸諸国 (GCC)	FTA交渉開始を決定。本年5月にその準備会合を開催予定。	本年夏頃までの交渉開始、速やかな交渉進展を目指す。
インド	昨年7月より共同研究会を実施中。	本年半ばに提出される予定の共同研究会報告書を踏まえ、交渉立上げの是非を判断する。
スイス	昨年10月末より政府間共同研究会を実施中。	共同研究における検討を加速化し、その結果を踏まえて交渉立上げの是非を判断する。
オーストラリア	昨年11月初めより政府間共同研究会を実施中。	共同研究における検討を加速化し、その結果を踏まえて交渉立上げの是非を判断する。

經濟財政諮問会議議員名簿

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	安倍 晋三	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	竹中 平蔵	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	二階 俊博	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

経済財政諮問会議におけるグローバル戦略検討経過

- 平成17年12月26日 グローバル戦略の基本的視点
- 平成18年 2月15日 グローバル戦略の全体像
- 平成18年 3月16日 グローバル戦略の具体化に向けて(その1)
(EPA交渉の加速と、農林水産業の国際競争力の強化について)
臨時議員:麻生 太郎 外務大臣
中川 昭一 農水大臣
- 平成18年 4月 7日 グローバル戦略の具体化に向けて(その2)
(外国人の受入れについて)
臨時議員:杉浦 正健 法務大臣
川崎 二郎 厚生労働大臣
- 平成18年 4月19日 グローバル戦略の中間とりまとめにあたって
臨時議員:松田 岩夫 科学技術政策担当大臣
小坂 憲次 文部科学大臣
- 平成18年 4月27日 人材の養成・確保について
臨時議員:小坂 憲次 文部科学大臣
川崎 二郎 厚生労働大臣
(中野 清 厚生労働副大臣代理出席)
- 平成18年 5月10日 グローバル戦略の具体化に向けて(その3)
(援助等について)
臨時議員:麻生 太郎 外務大臣
中川 昭一 農水大臣
北側 一雄 国土交通大臣
小池百合子 環境大臣
- 平成18年 5月18日 グローバル戦略決定

グローバル戦略チーム

牛尾 治郎 ウシオ電機(株)代表取締役会長

奥田 碩 トヨタ自動車(株)取締役会長

本間 正明 大阪大学大学院経済学研究科教授

吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授

(以上、経済財政諮問会議民間議員)

伊藤 元重 東京大学大学院経済学研究科教授